

ドイツの新しい家族政策

魚住 明代

■ 要約

ドイツ政府による「第7次家族報告書」(連邦家族高齢者青少年女性省、2006)には、これまでの手厚い児童手当の支給を中心とする育児支援から、家庭と職業の両立支援を中心とする包括的な家族政策への転換が示されている。新しい家族政策は、再配分政策(有子家庭の経済的負担への支援)、インフラ政策(保育制度等の整備)、時間政策(両親が子どもとともに過ごす時間の確保)の3つの柱を軸とするものであり、地域や企業における子育て支援への取組みがそれを補強している。家族形態の多様化や家族機能の変化に対応して、政府の強力な主導のもと、性別役割分業に基づく家族観からの脱却が図られようとしている。

■ キーワード

再配分政策、インフラ政策、時間政策

はじめに

ドイツ¹⁾では、有子家庭への経済支援に重点を置いたこれまでの家族政策に加えて、保育制度の拡充や地域・世代間の連帯などによる包括的な子育て環境の整備が行われつつある。社会民主党(SPD)とキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)の大連立による第二次シュレーダー政権(2002～05, Gerhard Schröder)では、連邦家族高齢者女性青少年省(以下家族省と略す)シュミット前大臣(Renate Schmidt)のもとで、家庭と職業の両立支援に重点を置く諸政策を推進した。現メルケル政権(2005.11.～, Angela Merkel)でもこの政策路線は発展的に継承されており、ライエン家族大臣(Ursula von der Leyen)は、子育てを専ら母親が家庭で担うべきであるとする子育て観からの転換を図るべく、強力なリーダーシップを発揮して注目を集めている²⁾。

家庭と職業の両立支援は、コール政権(Helmut Kohl, 1982～98)においてもドイツ統一(1990)後の重要な政策課題の一つに位置づけられていたが、保育制度の整備が遅れるなど、フルタイムで職業を継続する母親像は想定されていなかったといえる。90年代を通じてドイツの出生率は極めて低いレベルを推移し、次第に「縮みゆく社会」³⁾の深刻な未来像が現実感をもって描き出されるようになった。そうした中で、大連立政権は出生率の上昇を視野に入れ、地域や企業を巻き込んだ総合的な子育て支援策を推進するに至った。まさに現代のドイツでは「家族政策のパラダイム転換」⁴⁾が起こっているといえる。本稿では急速に展開しつつあるドイツの家族政策に着目し、東西間の相違に留意しながら、統一後の社会変化の中でこうした政策転換の意味を考察することとしたい。

I 少子化をめぐる状況

1. 出生率の動向

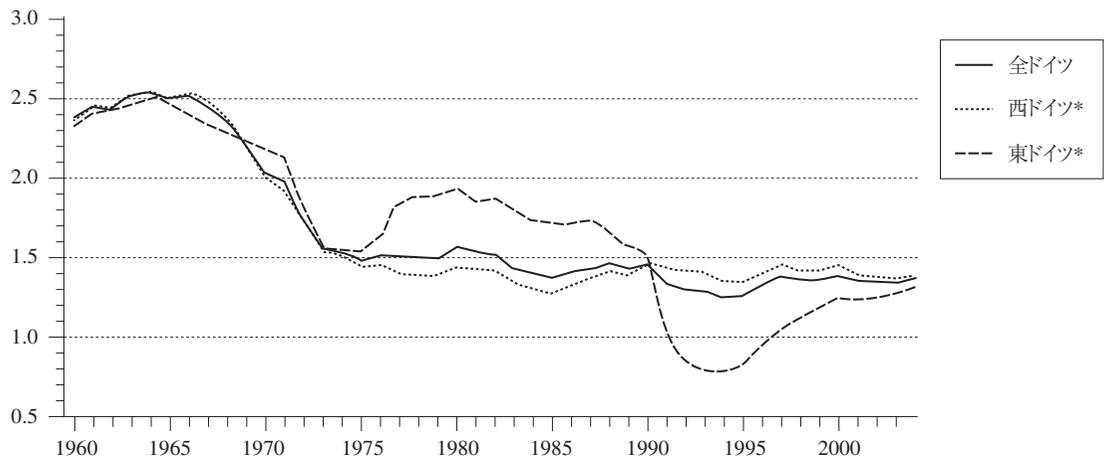
ドイツの出生率は、日本と同様極めて低いレベルを推移している。まず、その動向を見ていくこととしたい。ドイツにおける2004年の合計特殊出生率は1.36であり、前年(1.34)よりわずかに上昇したが依然として人口の置き換え水準を大幅に下回る低いレベルにある。西ドイツ地域では1.37(前年は1.36)、東ドイツ地域では1.31(前年は1.26)である。西ドイツ地域では第二次出生減退(1966～73年にかけて出生率が著しく低下した)後は、長期にわたり低い水準が続いている。一方、東ドイツ地域ではベルリンの壁崩壊後、政治経済体制の変化と保育制度をはじめとする家族政策の後退等の影響を受けて急激に出生率が低下し、1993/94年には最低の0.78を記録した。その後はゆるやかな上昇傾向にある(図1)。

ドイツは、ヨーロッパ諸国の中でも子どもを持たない女性の割合が高い。連邦統計局(2005)によれば、1935年生れの女性の6.7%、1967年生れの28.6%が子どもを持っていない。東西の相違を

みると、37～40歳の西ドイツ地域女性では30%、東ドイツ地域女性では14%であり、東ドイツ地域でも無子割合が増加する傾向にある。西ドイツ地域では生活の安定を優先した上で子どもを持つ傾向があるのに対し、東ドイツ地域では、結婚や職業上の安定と子どもをもつことは対立しないという相違があるようである⁵⁾。意識調査⁶⁾から男女間の相違をみると、20～29歳の年齢層で将来子どもを持ちたくないと回答した割合は女性より男性の方が高い(男性26.3%、女性14.6%)。男性が家族の経済的な支柱であることに加えて、子育てや家事労働の分担を期待されるなど、男性にも役割規範が存在し、家族形成を躊躇させる一因になっていると考えられる。

2. 婚外子の割合

子どもの出生を機に両親が法的な婚姻関係を結ぶかどうかについて、東西間には明らかな相違がみられる。東ドイツ地域では非婚のパートナーシップ(非婚協棲)と婚外子割合が西ドイツ地域におけるよりも高く、統一後もその割合はさらに上昇し続けている(図2)。2004年の全出生児数

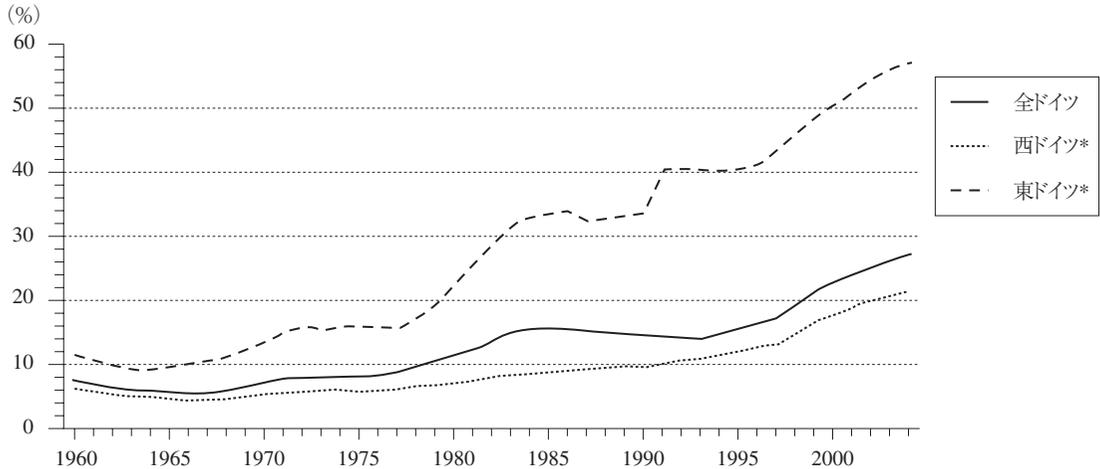


注：*1990年以降はベルリンを除く

資料出所：連邦統計局

出典：Grünheid, 2006, s.40

図1 合計特殊出生率の動き 1960-2004



注：*1990年以降はベルリンは除く

資料出所：連邦統計局

出典：Grünheid, 2006, s.42

図2 各年の出生児数に占める婚外子数の割合

に占める婚外子数の割合は全ドイツでは28%であり、東ドイツ地域で57.8%、西ドイツ地域では22%であった。西ドイツ地域でも婚外子の割合は上昇傾向にあるが、スウェーデン(56% 2003)やフランス(44.3% 2002)と比較すると低いレベルにとどまっている。

ドイツでは1997年の婚外子の処遇に関する法改正(Kindschaftsrecht, 1998.7.施行)により、財産相続権や離別した親との面接権をはじめとする差別規定が撤廃された。逆にそれまでは社会的な差別の存在が結婚へと導く一因になっていたともいえる(旧東ドイツでは、1950年に婚外子への差別規定が解消されたが、統一後は旧西ドイツの制度に統括された)。婚外子の割合は、1995年には全ドイツで16%であったのに対し、1998年には20%に上昇している。多様な家族像⁷⁾を認める法的基盤が作られたことは、婚外子割合にも少なからず影響を与えるものと考えられる。

3. 女性の就業

ドイツ青少年研究所によれば(Familysurvey

2006)、15～65歳の女性のうちフルタイム就業の割合(育児休暇取得中を含む)はドイツ全体で63.4%、西ドイツ地域62.1%、東ドイツ地域69.6%である。パートタイム就業の割合は全ドイツで37.9%、西ドイツ地域40.9%、東ドイツ地域22.7%である。パートタイムを選択した理由は、「個人的な理由もしくは家族に対する義務」と答えた割合が西ドイツ地域では83.4%、東ドイツ地

表1 家庭と仕事の両立についての理想：
20～44歳の女性

| 理想の両立モデル | 西ドイツ地域 | 東ドイツ地域 |
|----------------|--------|--------|
| フルタイム、子どもなし | 8.5 | 6.1 |
| フルタイム、1子 | 5.5 | 19.1 |
| フルタイム、2子以上 | 7 | 23.8 |
| パートタイム、子どもなし | 2.1 | 0.6 |
| パートタイム、1子 | 13.1 | 9.7 |
| パートタイム、2子以上 | 32.3 | 30.5 |
| 子どもが小さいうちは働かない | 25.6 | 8.6 |
| 子どもを持つなら働かない | 5.8 | 1.7 |

資料出所：Population Policy Acceptance Study, 2003

出典：Dorbritz / Fiedler, BIB, 2007, p.22

域は35.9%である。「フルタイムの職が見つからない」と回答したのは、西ドイツ地域5.9%に対して、東ドイツ地域は53.4%である。有子女性の就業割合(2004)についてみると、子どもが3歳未満の場合、東では38.1%、西では29.0%、子どもが3歳以上6歳未満の場合、東では66.1%、西では54.4%であった⁸⁾。家庭責任と働き方に関する女性の意識の相違は、現在も東西間に明らかに存在している。

意識調査(表1)によれば、東ドイツ地域ではフルタイムで子どもを持ちながら働くのを理想とする割合が多い(42.9%)のに対し、西ドイツ地域では、子どもが小さいうちは働かない(25.6%)ことを理想とする傾向が強い。東ドイツ地域では仕事と子育ての両立が自明とされているのに対し、西ドイツ地域では子どもの存在が働き方の制限に繋がっており、保育施設の不足および母親役割規範の内面化がその背景にあることがうかがえる。

II 旧東西ドイツから統一ドイツへ

旧西ドイツでは、第二次世界大戦下における人口政策の教訓から、国家は私的領域に積極的に介入せず、社会的公正のため経済上の不平等を是正するにすぎないとする助成原則(Subsidiaritätsprinzip)を基本理念とした。そのため家族政策においては、有子家庭への経済支援(家族負担の調整)に重点が置かれてきた。80年代においても両立のための制度的な支援が乏しく、母親が主に家庭責任を担う存在とみなされるなど、女性の高学歴化や労働力化などの変化の一方で、父権主義的な家族観がまだ支配的であった。他方旧東ドイツでは、男女平等を建前として生産労働を最重視する社会主義体制のもとで、女性のフルタイム就労が奨励された。また1970年代の急激な少子化への対策として、結婚資金貸与制度や保育制度の整備、ひとり親家庭支援等の出

生促進政策が採られた。統一後の生活時間調査によれば、女性の二重負担が解消されていたわけではなかったが、少なくとも女性の経済的な自立と子育ての両立は実現されていた。こうした東西間の差異はあったが、統一後は基本的に旧西ドイツの制度が全ドイツに適用されたため⁹⁾、東ドイツ地域の女性労働者の保護および保育制度は、社会経済体制の変化による深刻な影響を受けることになった。

1990年代の家族支援策は、家族の世代間契約への寄与を従来よりも強く打ちだしたといわれる(Hardach, 2006, s.425)。低出生率が継続する中で「人的資源」育成の意義が強く認識され、児童手当が段階的に引き上げられた¹⁰⁾。統一後に補強された主な施策は、育児休暇と育児手当である。育児休暇は1992年に3年間へと延長され(1986年の導入時は母親のみ1年間)、両親時間(Elternzeit)と改称された。政府は両親が交代で取得できる点を強調し、「お父さんの時間」キャンペーンによって父親の育児休暇の一部取得を奨励したが、所得保障がなく、父親の取得は2%に満たなかった。また西ドイツ地域では、この長期育児休暇制度の後に、母親の職業中断が起こっている。両親時間の取得中は解雇から守られたが、多くの母親が復帰後に両立が困難であるか解雇されるかして仕事を継続できなかった。この制度は、3歳までは母親が子どものそばに居ることを制度的に保障して「三歳児神話」を下支えする役割を演じ、フェミニストからは家庭内の性役割分業の固定化を促し両立をより困難にしたという厳しい批判を受けた¹¹⁾。女性の就業が拡大する一方で、子育てに関しては旧来の価値観が支配的であったため、その齟齬をどのように解決していくのかが、新しい家族政策に問われることになった。

III 新しい家族政策—子育て支援—

第二次シュレーダー政権以降の新しい家族政策の内容と導入に至る背景については、本誌155号に掲載された須田論文(2006)で詳細に論じられている。本章では、「第7次家族報告書」(2006、連邦家族省)に示された「持続可能な家族政策」を構成する3つの政策：再配分政策(有子家庭の経済的負担への支援)、インフラ政策(保育施設の整備)、時間政策(両親が子どもとともに過ごす時間の確保)を軸に政策の内容をまとめることとしたい。

1. 再配分政策：有子家庭の経済的負担への支援

有子家庭への経済支援として旧西ドイツで第三子への児童手当(Kindergeld)の支給が開始されたのは1955年であり長い歴史がある。児童手当は1975年以降すべての子どもへと拡大され、現在は第1子から第3子までは月額154ユーロ、第4子以降は179ユーロが18歳まで支給される(子どもが教育や職業訓練を受けていれば27歳まで支給される)。

1986年の育児休暇制度の導入とともに支給が始まった育児手当(Erziehungsgeld)は、子どもが満2歳になるまで就業の有無に拘らず子を養育するすべての親に月額300ユーロを支給したが、これは2007年より両親手当(Elterngeld)へと改められた。25～45歳の女性の約8割が就業し、子どもを持つとするカップルのほとんどが共働きである実情から、片方の親が育児に専念するとその期間の家計収入は激減することになる。「第7次家族報告書」はこの「ジェットコースター効果(Achterbahn-Effekt)」に対して経済的な補填が不可欠であることを指摘した。2007年1月1日以降、子どもを養育する親の税抜き所得総額の67%を両親手当として保障している。月額最高支給額は

1,800ユーロ、最低補償額もしくは非就業の親への支給額は一律300ユーロである。

2. 時間政策

時間政策は、職業の基盤を作り、パートナーを見つけ、家族を形成するという、人生で最も忙しい「ラッシュアワー」を過ごさねばならない若い世代への配慮が必要だという考えに基づいている。両親が子どもと過ごす時間を確保するために育児休暇期間中の手当は重要な意味をもつ。両親手当は14カ月間、両親が分けて受給できるが、片方の親が受給できるのは最長12カ月である(ひとり親世帯では14カ月間)。例えば母親が12カ月間受給すれば、残りの2カ月間を父親が受給することで合計14カ月となる。これは「パパの月(Vätermonat)」とも呼ばれ、父親の育児休暇取得を促進するべく北欧で導入された「パバクォーター」のドイツ版である。2006年までは育児手当が支給されるのみで、休暇中の所得保障がなかったため、育児休暇の取得が家庭内で相対的に賃金の低い母親に集中し、父親の取得率は2%に満たなかった。父親の育児休暇取得に関する調査研究によれば、期間中の所得保障がない、職場に代替要員が不在である、職場の理解が得られないなどの問題が取得の障害となっていた。スウェーデンでは約8割の父親が取得していることから、ドイツでも「父親が取得しなければ失われてしまう2カ月間の権利」が制度化されたことで取得率上昇と職場環境の変化に期待が寄せられている。また最初の子どもが誕生して2年以内に次子を出産し職場復帰が困難となった場合には、現受給額と最低支給(300ユーロ)の差額の半額が最低支給額に加算される。なお両親休暇の期間中は週30時間までのパートタイム労働が認められている。さらに、両親休暇明けから発生する保育費用の負担を軽減するため、2006年より支出費用の一部が所得控除の対象とされた。これにより年最高4000

ユーロ（保育費用の3分の2）の所得控除が受けられることになった。

3. インフラ政策：保育施設の整備

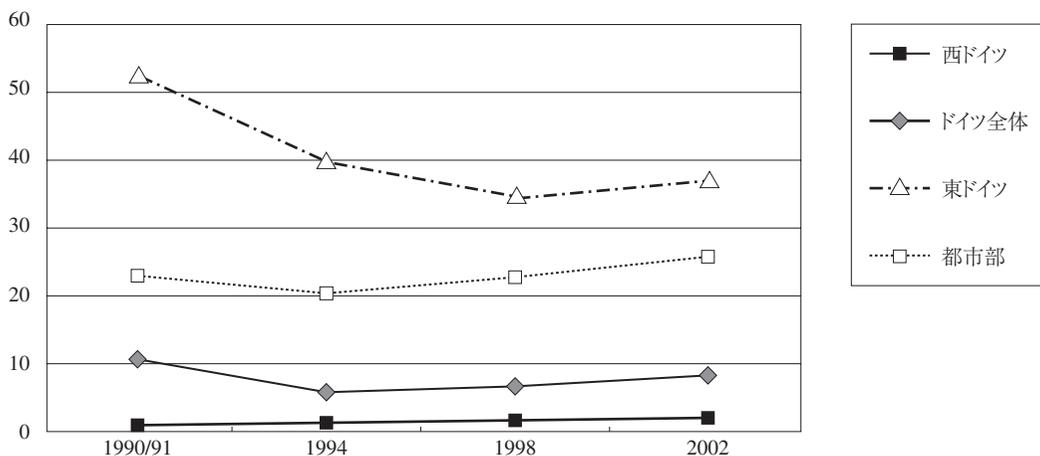
(1) 保育施設の整備

政府は1991年の青少年支援法改正により3歳以上の就学前の幼児に保育施設に通う権利を保障し、各州に保育施設の整備を義務付けた。さらに保育設置促進法¹²⁾の施行(2005)により、両親が共働き、ひとり親、職業訓練中もしくは教育期間中の3歳未満児のために、保育の質に配慮した柔軟な保育を整備することが州および地方自治体の責務とされた。年間15億ユーロ¹³⁾を投入して保育施設、保育ママ/保育パパ制度を拡充し、2010年までに新たに23万人分の保育を確保することが目標である。その際、保育者の教育水準の向上や、多様な保育手段の提供による親の選択肢の拡大が課題となっている。2002年に保育施設で働く保育者の数はおよそ38万人で、1998年と比べて顕著な増加がみられない。その背景には人件費の問題がある。幼児教育の資格を有する保育者の割合は全体の3分の2程度である。この割合は上昇しつつあるが、大学で福祉教育学を修めた

(Sozialpädagog/innen) 保育者割合は2.6%に過ぎず、高度な専門教育を受けた保育者の養成が課題となっている。2003年の保育施設整備に関する支出総額は約134億ユーロ、うち公的支出約105億ユーロ、親の負担総額約24億ユーロ、支援団体による支出約5億ユーロであった¹⁴⁾。

(2) 東西の保育事情

統一後の東ドイツ地域では、財政基盤が失われて多くの保育所が閉鎖されたとはいえ、就学前教育に対する施策が十分なされて来なかった西ドイツ地域と比較すると、現在でも東ドイツ地域の方が量的には整備が進んでいる。図3(1～3)は統一後の東西ドイツ地域および都市部で、各年齢層の子どもの数に対して、保育施設の利用が可能な割合を各年末日の数値をもとに示している。都市部では全体の平均よりも保育制度の整備が進んでいるが、都市部を除いた東ドイツ地域と西ドイツ地域の比較では、東の方が整備されていることが伺える。0～3歳児数に対する利用可能な保育提供数の割合は、西ドイツ地域で2.4%、東ドイツ地域で37%であり、2005年の保育設置促進法の施行により今後拡大していくことが予測され



出典：Deutsches Jugendinstitut, *Zahlenspiegel 2005*, p.48をもとに作成

図3-1 0～3歳児数に対して提供されている保育数の割合

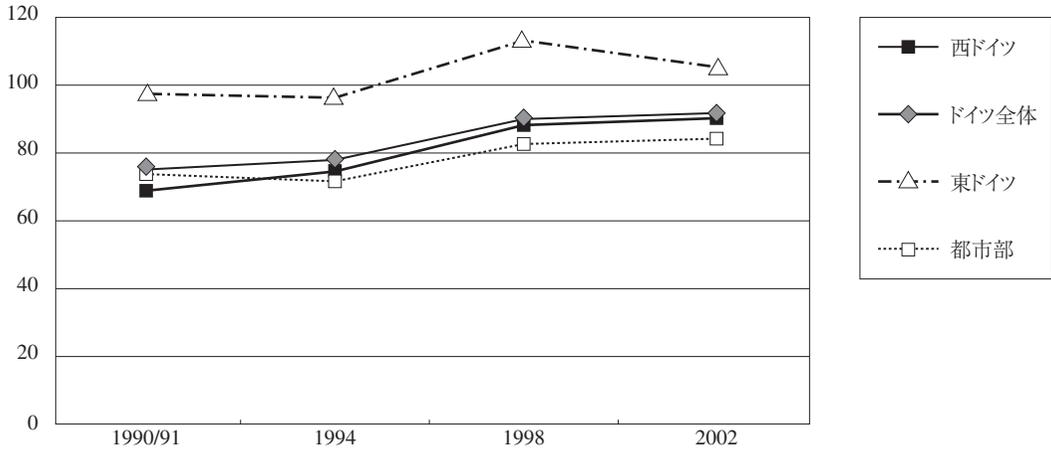


図3-2 3歳以上の未就学児数に対して提供されている保育施設数の割合

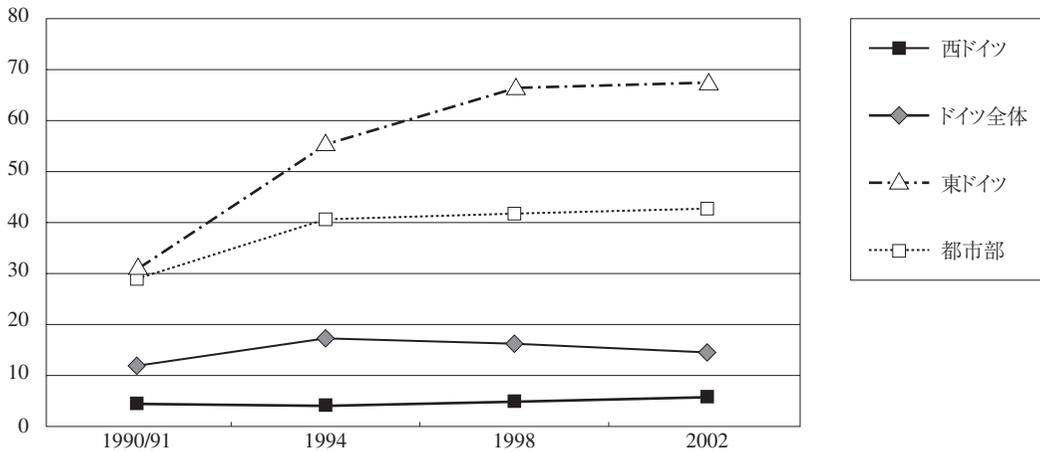


図3-3 学童数に対して提供されている学童保育数の割合

出典：Deutsches Jugendinstitut, Zahlenspiegel 2005, p.48をもとに作成

る。3歳から就学までの保育施設は、青少年支援法の要請により、1996年までに100%保障することが州政府に要請され、西ドイツ地域でもかなり高い割合の保育数が提供されている(図3-2)。学童保育については、西ドイツ地域では全日制学校が普及していないことから、東ドイツ地域で67.6%、西ドイツ地域では6%にとどまっている。

新しい家族政策においては、保育制度と並んで全日制学校の拡大も課題となっている。ドイツの学校における授業時間は、基本的には初等教育からギムナジウムまで半日制である。東ドイツ地

域では全日制が一般的であるが、西ドイツ地域では、遅くとも午後1時頃には授業が終了する。児童は午前中の中休みに摂るための軽食を持参する場合があるが、昼食は基本的に自宅で摂ることになっており、それが母親の就労を制限する1つの要因となっている。旧西ドイツ(西ドイツ地域)の教育理念によれば、午前中は集団教育を受け、午後は家庭で個性に応じた教育やしつけを行うことが理想だが、午後の時間の使い方は家庭環境に大きく左右されている。親の経済階層、国籍、母親の就労状況、家族構成など、家庭環境の差異が

子どもの学習能力に反映するという問題はかねてより指摘されてきたが、いわゆる「PISAショック」¹⁵⁾はこの問題を焙りだし、学校制度の改革、特に全日制学校¹⁶⁾導入の必要性を改めて指し示した。

4. 包括的な家族支援：「多世代の家」と「家族のための地域同盟」

第二次シュレーダー政権以降、ドイツ政府は「家族に優しい社会」の構築を旨として地域における世代を超えた包括的な子育て支援のモデル事業を推進してきている。そうした中で、地域における取り組みとして代表的な事業が、「多世代の家」と「家族のための地域同盟」である。

(1) 多世代の家 (Mehrgenerationenhäuser)

アクションプログラム—多世代の家—は、少子高齢化という人口学的な要請のなかで考案された新しい生活モデルであり、連邦政府の主導のもとに設置が推進されている。核家族のもとでは困難な世代間交流を地域で行うための場所であり、その機能とは、家族省によれば、例えば以下のようである (BMFSFJ, Mehrgenerationenhaus, 2006/10/17)。

- ・ 親たちが子育て支援を受けられる
- ・ 子どもたちが親以外の人たちから学び、愛情を注がれ、関心を払われる経験をする
- ・ 高齢者が過去の経験で培った知識や技術を生かし、生きがいを見つける
- ・ 若者が家族の枠組みを超えたところに確かな絆を感じられる
- ・ 有職者もこの共同体の中で手助けを求めることが出来る
- ・ ボランティアと有職者がともに同じ課題に取り組むことで互いに学びあえる

こうした共同体の中における人間関係が、子どもたちの早期教育や高齢者ボランティア、失業者の就業復帰への支援などに複合的にプラスの影響を与えることが目標とされている。例えば、ある

多世代の家の居間では団欒の間として住人や地域の人々の集う場となり、カフェ/ビストロでは低料金での健康に配慮した食事が提供される。生後6カ月以降の子どもが保育を受けられる。有資格者によるカウンセリングの提供がなされる。「シニアアカデミー」ではPCコースの講習が行われる、等々。このような開放された多世代空間における交流は、最終的に「公的支援から相互支援への自立」を目的としている。現在全国に200の多世代の家が作られており (2007. 6)、各施設には4万ユーロが連邦政府から補助されており、2010年までに政府は439箇所の設置を目標としている。

(2) 家族のための地域同盟 (Lokale Bündnisse für Familie)

家族のための地域同盟は、前シュミット家族大臣がドイツ産業・商工会とともに始めた家族のための地域同盟イニシアティブから発展したものである (原, 2007)。地方行政、企業、商工会議所、労働組合、ボランティア、福祉組織、教会 (教区民)、イニシアティブなど、地域における幅広い協力体制のもとで官民が連携し、地域独自の行動計画に基づいて家庭と仕事の両立に取り組み、「家族に優しい地域」の形成を目的としている。家族のための地域同盟は、家族に関する多様な支援を無料提供する地域のサービスセンターとしての役割も果たしている。連邦家族省はこうした地域ぐるみの次世代育成が、弱者支援にとどまらず、地域や企業にとって人的資源育成のための積極的な戦略であることを認識しており (BMFSFJ, 2002)、「家族に優しい企業」として1,000企業の加盟を呼びかけている。「家族に優しい」とは、仕事と家庭の両立のための諸制度があることはもとより、家族形成が両親の人生の経歴に与えるストレスや歪みを企業側の努力によって是正することである。政府は「家族に優しい経営セミナー」を開催して、企業の規模にかかわらず広範な連帯

を呼びかけている。

IV 家族政策の転換と今後の課題

ドイツ統一後の「第5次家族報告書」(1994)は、子育てにかかわる社会的な諸問題を批判的に総括し、「子ども嫌いの文化」といわれてきたドイツ社会の子育て環境を批判的に分析した。有子家庭が置かれている経済的事情だけでなく、子育て支援システムの脆弱さ、核家族の中での子どもの孤立や社会化の問題など、次世代育成のための社会機能が問題視された。統一後の家族政策において、有子家庭の経済的不利益の是正および家庭と仕事の両立支援は重要な政策課題として位置づけられたが、家族の変容や人生の選択肢の多様化の中で、政策が十分に機能しない背景をドイツ社会の構造上の問題として取り上げている。同報告書は「家族に対する社会的諸関係の構造的な無配慮」¹⁷⁾を指摘し、「子ども嫌いの社会」「家族に優しくない社会」に対する包括的な取り組みが必要であることを示唆した。1990年代後半より連邦政府は複数のモデルプロジェクトを立ち上げ、女性失業者への再教育と保育支援プログラムとの連携、家族に優しい企業の競合、モザイク時間(労働時間の組み合せ)、地域同盟イニシアティブなどさまざまな取り組みの可能性を探っている。

そうした中で、これまでタブー視されてきた少子化問題が争点とされたのが2002年の連邦議会選挙であった。両立支援を推進する新しい家族政策は、子どもから母親を引き剥がすという批判がなされたが、党派を超えて次のような問題意識が共有されていたことが、「家族政策におけるパラダイム転換」を可能にしたといえるであろう。第一に、少子高齢化と外国からの転入の減少¹⁸⁾を背景として、女性労働力の確保と就業継続のための施策が必要であること、第二に子どもの社会化という家族機能が失われるなかで集団保育/教育の

意義が見直され、加えて就学前教育・全日制学校に学力水準向上の期待が高まったこと、第三に各家庭の家族機能の格差を補完するために地域社会による連帯と支援が不可欠であること等である。

「第7次家族報告書」(2006)は、こうした諸問題への政府の複合的な取り組みの姿勢を明確にした。両親手当、保育施設、地域同盟、多世代の家などの導入は、家庭と職業の両立問題に向けた施策であるだけでなく、子どもの社会化・学力問題、高齢者の地域参加、企業による両立支援と雇用促進、子育て世代への時間的支援などを同時に解決の方向に導く可能性を示しており、そのような意味において「持続可能な家族政策」である。

ドイツにおけるこうした取り組みが今後どのような効果をもたらすのかをまだ見定めることは出来ないが、家族にかかわるテーマがこれまでにない頻度でメディアに登場し、家族省大臣がキャリアと子育ての両立、家族に優しい社会への転換を訴える姿からは、ドイツの家族を取り巻く雰囲気に着実に変化しつつあることが感じられる。性別役割分業に基づく家族観は日本においても根強いが、ドイツの家族政策の転換は、示唆に富んでいる。経済的な支援に加えて両立支援を強力に推進し始めたドイツの例から、①育児休暇の所得補償、②「パパクォーター」の導入、③政府主導による地域での子育て支援の組織化等は、今後日本において検討していく余地がある。

ところで新しい家族政策への新規15億ユーロの予算計上の一方で、建築子ども手当(Baukindergeld)や公務員家族手当は打ち切られた。付加価値税(消費税)も16%から19%へ引上げられ、有子家庭への相対的な経済負担の増加につながっている。さらにパートタイム法改正により、月収400ユーロ以下のパートタイムに対しても雇用主に社会保険料納入が義務付けられたことで新規パート雇用が減少している。

新しい家族政策は、経済支援・インフラ整備・

時間政策の複合的な組み合わせにより、子育てを家庭だけでなく地域や企業にも委ねられる環境づくりをした点で高く評価される。だが他方でこうした諸問題は陰に追いやられており、今後検討しなければならない課題として残っている。

注

- 1) 統一前のドイツ民主共和国とドイツ連邦共和国をそれぞれ「旧東ドイツ」、「旧西ドイツ」、統一後は「東ドイツ地域」、「西ドイツ地域」とする。
- 2) ライエン家族大臣の就任以降、『シュピーゲル』(Der Spiegel)などを初めとする多くのメディアが挙って大臣と新しい家族政策に関する特集記事を掲載している。大臣が医師のキャリアをもつ7人の子どもの母親であることが関心を集めるとともに、新しい家族政策への転換が旧来の家族観と対立し、活発な議論を喚起した。
- 3) F.-X.Kaufmann, *Schrumpfende Gesellschaft*, 2005
- 4) BMFSFJ, *Siebter Familienbericht*, XXIV
- 5) 旧東ドイツでは、早期の結婚や出産を奨励する施策以外にも、ひとり親家庭への生活全般にわたる支援や、非婚カップルへの社会的認知などの面において旧西ドイツの事情とは異なっていた。
- 6) 20～39歳の男女4000人を対象とした連邦人口研究所による意識調査PPAS (Population Policy Acceptance Survey, 2003)。
- 7) 1950年代に片働きの結婚家庭に有利な税制である婚姻分割制度 (Ehegattensplitting) が導入されて現在に至っている。パートナー関係の変化や婚外子の増加をはじめとする家族形態の多様化は、この制度の妥当性についての議論を起こしている。
- 8) BMFSFJ, *Monitor Familienforschung*, Ausgabe 4-8, Jg. 2006, s. 8.
- 9) 統一条約における家族と女性に関する例外的な規定については、魚住 (1999) で論じている。
- 10) 第1子への児童手当は家族の所得にかかわらず、1991年より月額70マルク上昇し、児童控除は一子につき342マルクへと引き上げられた。1996年の改革では、直接的間接的な家族支援が行われ、18歳未満の子どもを持つ家庭は、児童手当と児童控除のいずれかを選択できるようになり、児童手当への親の所得制限はなくなった。その内訳は、第1子と第2子が200マルク、第3子は300マルク、4子以降は350マルクである。第1子と第2子への児童手当は、1997年に220マルク、1999年には250マルク、2000年には270マルクと引き上げられた (第3子以降への手当ては留め置かれた)。また児童控除は、1996

年に一人の子どもにつき月額576マルクへと引き上げられた。

- 11) Alice Schwarzer, *Der Spiegel*, 2006, Nr.22,s.94
- 12) Gesetz zum Ausbau der Kindertagesbetreuung, 2005年1月1日の施行から10カ月以内に21500人分の新しい保育施設をつくることを目標とした。
- 13) ハルツ第IV法により、長期失業者等に対して州や自治体が支出する必要がなくなった費用の一部を割り当てることとなった (須田, 2006)。
- 14) 連邦家族省HP, BMFSFJ, www.bmfsfj.de/Publikationen/zahlenspiegel2005
- 15) PISA (Program for International Student Assessment) とはOECD参加国が15歳児を対象として行う学習到達度を測るための調査である。2000年以降3年ごとに行われ、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーを主要分野とする。2003年は、OECD30カ国と加盟国以外の11カ国が参加し、ドイツはいずれの分野でも20位前後であったことから、メディアが「PISAショック」と報じ、深刻な教育問題として論じられている。
- 16) 全日制学校の定義 (Kulturministerkonferenz) によれば、週のうち3日間に7時間の授業時間 (例えば8時～15時) であり、それ以外の日は午前中授業を行うというものである。
- 17) Strukturelle Rücksichtslosigkeit der gesellschaftlichen Verhältnisse gegenüber den Familie, BMFS, 1994.
- 18) Birg (2005,s.33) によれば、1991～2002年にドイツへ入国した移民の数はヨーロッパ諸国の中で突出していた。人口の自然減少が始まって以来 (旧西ドイツ1972年、旧東ドイツ1969年)、旧西ドイツでは国外からの転入が人口減少を埋め合わせてきたが、2000年の外国人法 (Ausländergesetz) 改正後は転入する人口が減少し、将来的に労働力確保が課題である。

参考文献

- Beck-Gernsheim, Elisabeth. 2006. *Die Kinderfrage heute, Über Frauenleben, Kinderwunsch und Geburtenrückgang*, Verlag.C.H.Beck, München
- Berger, A., Peter, / Kahlert, Heike. (Hg.) 2006. *Der demographische Wandel*, Campus Verlag Frankfurt/ New York
- ベルトラム, ハンス (辻朋季訳), 「ヨーロッパ諸国の比較を通して見る、持続的かつ効果的な家族政策」: 本沢巳代子, ベルト・フォン・マイデル編『少子高齢化社会と家族のための総合政策』所収, 信山社, 2007 (近刊)
- Birg, Herwig, 2005. *Die ausgefallene Generation*, Verlag C.H.Beck
- Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und

- Jugend, 2002. *Familien-und Kinderfreundlichkeit: Prüfverfahren-Beteiligung-Verwaltungshandeln Ein Praxisbuch für Kommunen*, Verlag Kohlhammer 2006.
- Siebter Familienbericht: Familie zwischen Flexibilität und Verlässlichkeit
- Bundesministerium für Familie und Senioren, 1994. *Fünfter Familienbericht: Familien und Familienpolitik im geeinten Deutschland –Zukunft des Humanvermögens*
- Deutsches Jugendinstitut/ Universität Dortmund. 2005. *Zahlenspiegel 2005-Kindertagesbetreuung im Spiegel der Statistik*, Deutsches Jugendinstitut e.V.
- Deutsches Jugendinstitut, 2006. *Familysurvey*, 2006
- Dorbritz, Jürgen/ Fiedler, Christian, 2007. *Familien im Spannungsfeld von Kinderbetreuung und Frauenerwerbstätigkeit*, BiB-Mitteilungen 01/2007, ss.21~26(Hg.) Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung beim Statistischen Bundesamt
- Grünheide, Evelyn. 2006. *Die demographische Lagen in Deutschland 2005* in: Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung und beim Statistischen Bundesamt (Hg.), *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft 1/2006*, ss.3-104
- 原俊彦「ドイツの少子化と家族政策の転換」2007.6.10. 第59回日本人口学会報告
- Hardach, Gerd. 2006. *Der Generationenvertrag, Lebenslauf und Lebenseinkommen in Deutschland in zwei Jahrhunderten*, Duncker & Humblot Berlin
- Kaufmann, Franz-Xaver. 2005. *Schrumpfende Gesellschaft, Vom Bevölkerungsrückgang und seinen Folgen*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main
- 須田俊孝 2006「ドイツの家族政策の動向—第二次シュレーダー政権と大連立政権の家族政策—」『海外社会保障研究』Summer 2006, Nr.155, pp.31 ~ 44
- 魚住明代 1999「統一ドイツにおける家族政策—家庭と職業の両立政策を中心に—」『家族社会学研究第10号(2)』日本家族社会学会編, pp.19 ~ 30

(うおずみ・あきよ 城西国際大学教授)